

## 令和7年第12回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和7年10月23日（水） 午前10時

2 場 所 市役所本庁舎5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

船 田 浩

佐 藤 和 美

高 橋 隆 紀

照 井 睦 子

小 原 紀 実

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長 小 原 昌 江

総務課長 嶽間澤 健一郎

学校教育課長 中 村 隆 一

文化財課長 佐 藤 康 浩

学校給食センター所長 伊 藤 泰 樹

中央図書館館長 菅 原 真紀子

博物館館長 渋 谷 洋 祐

鬼の館館長 芥 藤 映 子

(2) まちづくり部

生涯学習文化課長 高 橋 敦 史

スポーツ推進課長 矢 後 雅 之

(3) 健康こども部

子育て支援課長 久保田 達 夫

## 6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案4件が原案のとおり可決された。

議案第29号 北上市学校給食センター規則及び北上市立小中学校就学規則の一部を改正する規則

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長 ただいまから令和7年第12回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

教育長 次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、御質問がございましたらば、お願いします。

小原紀実委員 北上しらゆり大使との懇談会について、しらゆり大使からの実現可能な提言については、どのようなものがあつたか伺いたい。

教育長 北上市立工科大学についてぜひ進めるよう提言がありました。また、民俗村一帯を国見山廃寺も含めて観光資源として見直し、誘客を図ってはどうかといった提言がありました。

高橋隆紀委員 岩手県市町村教育委員会協議会令和7年度教育委員部会会議が今年度をもって終了するとのことで、その役割を終えたという理由のようだが、詳しく教えてください。

教育長

教育委員の資質を高める研修の機会が無い中で、この会議は有意義であったと思っているが、委員が県内から広くから集まることもあり、主催する盛岡市の事務局とは別に、開催市が事務局として準備を進めるに当たって負担が大きいこともあり、成果と負担を計ったときに、負担が大きくなった、とのことのようにです。

教育長

他に御質問はございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

教育長

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第29号「北上市学校給食センター規則及び北上市立小中学校就学規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第29号 北上市学校給食センター規則及び北上市立小中学校就学規則の一部を改正する規則について、提案の理由を申し上げます。この規則は、令和8年4月1日に北上市立東陵中学校を廃止することに伴い、北上市南部学校給食センターの所管学校から北上市立東陵中学校を除くとともに、北上市立東陵中学校の通学区域を北上市立北上中学校の通学区域に加えようとするものであります。

なお、施行日は、令和8年4月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願いいたします

教育長

補足の説明はありますか。

総務課長

北上市学校給食センター規則と北上市立小中学校就学規則の2つの規則の改正となります。

北上市学校給食センター規則は、給食センターの運営に必要な事項、どこの給食センターがどこの学校の給食を担当するか、を定めておりますが、議案にあるように、南部学校給食センターの所管学校の中に東陵中学校が規定されておりますが、この規程を

